

他府県の規制等に関する対応状況

資料7

No.	都道府県名	自然公園の状況			条例施行規則有無		普通地域における対応										備考
		国立公園	国定公園	県立自然公園	条例有無	施行規則有無	施行規則における普通地域内の行為の届出の記載					処理基準			別途特別地域と同等の資料を求める		
							あり	国基準を準用	独自基準	内容	追加環境調査	国基準を準用	独自基準	内容			
1	北海道	○	○	○	○	○	○	○	—					○	国と同じ		
2	青森県	○	○	○	○	○	○	○	—				○			○	
3	岩手県	○	○	○	○	○	○	○	—				○				
4	宮城県	○	○	○	○	○	○	○	—				○				
5	秋田県	○	○	○	○	○	○	○	—				○				
6	山形県	○	○	○	○	○	○	○	—				○				
7	福島県	○	—	○	○	○	○	○	—				○				
8	茨城県	—	○	○	○	○	○	○	—				○			○	
9	栃木県	○	—	○	○	○	○	○	—					○	国と同じ、土砂等埋立てを追加		
10	群馬県	○	○	—	—	—	—	—	—				—	—	—	県立自然公園無し	
11	埼玉県	○	○	○	○	○	○	○	—				○	国と同じ			
12	千葉県	—	○	○	○	○	○	○	—				○				
13	東京都	○	○	○	○	○	○	○	—				○			○	
14	神奈川県	○	—	○	○	○	—	—	—				○				
15	新潟県	○	○	○	○	○	○	○	—				○				
16	富山県	○	○	○	○	○	○	○	—				○				
17	石川県	○	○	○	○	○	○	○	—				○				
18	福井県	○	○	○	○	○	○	○	—				○				
19	山梨県	○	○	○	○	○	○	○	—				○				
20	長野県	○	○	○	○	○	○	—	○	図面は求めている			○				
21	岐阜県	○	○	○	○	○	○	○	—				○			他条例により協定締結	
22	静岡県	○	○	○	○	○	○	○	—				○				
23	愛知県	—	○	○	○	○	○	○	—				○				
24	三重県	○	○	○	○	○	○	○	—				○				
25	滋賀県	—	○	○	○	○	○	○	—	図面に縮尺指示なし			○				
26	京都府	○	○	○	○	○	○	○	—				○				
27	大阪府	○	○	○	○	○	○	○	—					○	国と同じ		
28	兵庫県	○	○	○	○	○	○	○	—				○				
29	奈良県	○	○	○	○	○	○	○	—				○				
30	和歌山県	○	○	○	○	○	○	○	—				○				
31	鳥取県	○	○	○	○	○	○	○	—				○				
32	島根県	○	○	○	○	○	○	○	—					○	国と同じ		
33	岡山県	○	○	○	○	○	○	○	—				○				
34	広島県	○	○	○	○	○	○	○	—				○				
35	山口県	○	○	○	○	○	○	○	—				○				
36	徳島県	○	○	○	○	○	○	○	—				○				
37	香川県	○	—	○	○	○	○	○	—				○				
38	愛媛県	○	○	○	○	○	○	○	—				○				
39	高知県	○	○	○	○	○	○	○	—				○			○	
40	福岡県	○	○	○	○	○	○	○	—			○	工場、宅地造成等	○	国と同じ、中止命令等を追加		
41	佐賀県	—	○	○	○	○	○	○	—				○				
42	長崎県	○	○	○	○	○	○	○	—				○				
43	熊本県	○	○	○	○	○	○	○	—				○				
44	大分県	○	○	○	○	○	○	○	—				○				
45	宮崎県	○	○	○	○	○	○	○	—				○				
46	鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○	—				○				
47	沖縄県	○	○	○	○	○	○	○	—				○				
		42	43	46	46	46	45	44	1		1		40	6		4	

福岡県施行規則の事例

福岡県立自然公園条例施行規則【抜粋】

(特別地域内の行為許可の申請)

第十六条 条例第十七条第三項の規定による許可を受けようとする者は、同項各号に掲げる行為に応じて様式第八号から様式第二十二号までの申請書二通を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面及び書類を添えなければならない。

- 一 行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図
- 二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真
- 三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- 四 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一以上の図面
- 五 申請に係る行為(道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)の場所の面積が一ヘクタール以上である場合、申請に係る行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になっている道路の新築(条例の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。)である場合又は保全条例施行規則第二十八条第一号若しくは第二号に掲げる行為である場合にあつては、自然環境の保全対策について記載した書類

(自然公園区域内の行為に関する届出)

第十八条 自然公園区域内における行為に関する次の各号に掲げる届出の様式は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 条例第十七条第四項の規定による届出 特別地域内行為着手済届出書(様式第二十三号)
- 二 条例第十七条第五項の規定による届出 特別地域内非常災害応急措置届出書(様式第二十四号)
- 三 条例第十七条第六項の規定による届出 木竹の植栽又は家畜の放牧に関する届出書(様式第二十五号又は様式第二十六号)
- 四 条例第二十七条第一項の規定による届出 普通地域内行為届出書(様式第二十七号)

2 前項第一号及び第三号に掲げる届出書には第十六条第二項第一号から第四号までに掲げる図面を、前項第二号に掲げる届出書には第十六条第二項第一号に掲げる図面を、前項第四号に掲げる届出書には第十六条第二項第一号から第四号までに掲げる図面及び保全条例施行規則第二十八条第一号若しくは第二号又は別表第一に掲げる行為にあつては、自然環境の保全対策について記載した書類を添えなければならない。

福岡県環境保全に関する条例施行規則【抜粋】

(工場の設置又は宅地の造成その他の開発の行為)

第二十八条 条例第二十八条第一項の規則で定める工場の設置又は宅地の造成その他の開発の行為は、次のとおりとする。

- 一 硫酸酸化物発生施設を設置する工場(継続的に一定の業務としての物の製造又は加工のために使用される施設をいう。以下同じ。)であつて次に掲げるものの設置
- イ 硫酸酸化物発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される硫酸酸化物の量(一時間当たりの最大量を温度が零度で圧力が一気圧の状態に換算したものをいう。以下同じ。)が十立方メートル以上である工場
- ロ 硫酸酸化物発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される硫酸酸化物の量が増加し、十立方メートル以上となる工場
- 二 次に掲げる工場(瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項に規定する関係府県の区域に含まれる福岡県の区域において同項の規定する特定施設を設置する工場を除く。)の設置
- イ 一日の通常の排出水の量が三百立方メートル以上である工場
- ロ 一日の通常の排出水の量が増加し、三百立方メートル以上となる工場

(別表第一)

- 一 宅地(主として建築物の建築の用に供する一団の土地をいう。以下同じ。)の造成 開発区域の面積が三ヘクタール以上のもの
- 二 水面の埋立て 埋立ての面積が三ヘクタール以上のもの
- 三 土石の採取 採取区域(福岡県環境影響評価条例施行規則(平成十一年福岡県規則第四十七号)別表第一の第三号の採取区域をいう。)の面積が三ヘクタール以上のもの(陸域部分で行われるものに限る。)
- 四 鉱物の掘採 鉱業法第三条第一項に規定する鉱物の掘採で掘採区域(福岡県環境影響評価条例施行規則別表第一の第四号の掘採区域をいう。)の面積が三ヘクタール以上のもの(露天掘りの方法によるものに限る。)
- 五 ゴルフ場の造成 開発区域の面積が三ヘクタール以上のもの
- 六 スポーツ・レクリエーション施設(野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園、スキー場その他これらに類する施設をいう。)用地の造成 開発区域の面積が三ヘクタール以上のもの
- 七 墓園(墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する墳墓の集合を包括する一

岐阜県基準の事例

岐阜県自然環境保全条例【抜粋】

(自然環境保全協定の締結)

第三十六条 宅地の造成その他の規則で定める開発行為であつて、規則で定める基準を超える行為をしようとする者は、自然状態の変改を最少限度にとどめること、植生の回復を図ることその他自然環境の保全のために必要な事項を内容とする自然環境保全協定を知事と締結しなければならない。

岐阜県自然環境保全条例施行規則

(自然環境保全協定の締結を要する行為等)

第三十五条 条例第三十六条に規定する規則で定める開発行為及びその基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 宅地の造成 面積 五ヘクタール
- 二 鉱物の掘採又は土石の採取 面積 二ヘクタール
- 三 車道、鉄道又は索道の開設 長さ 千メートル
- 四 土地の開墾その他土地の形質変更 面積 五ヘクタール
- 五 発電施設の建設 面積 五ヘクタール
- 六 廃棄物の埋立処分 面積 二ヘクタール

栃木県基準の事例

県立自然公園内における土砂等の埋立て等及び廃棄物処理施設の設置に関する取扱いについて【抜粋】

第1 県立自然公園内の土砂等の埋立て等に関する取扱指針

1 基本的事項

(1) 土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。)による土地の埋立て、盛土、その他の土地へのたい積を行う行為(以下「土砂等の埋立て等」という。)は、土地の形状を変更する行為として取り扱うものとする。

(2) 土砂等の埋立て等は、土砂等の運搬等の行為により騒音、ふんじん等を継続的に発生させ、さらには主要な展望地から展望する場合の著しい妨げになったり眺望の対象に著しい支障を与えるものである。

したがって、土砂等の埋立て等は、原則として、県立自然公園の風景地の保護に著しい支障がある行為として取り扱うものとする。

(3) 土砂等の埋立て等と工作物の新築等の複数の行為が行われる場合で、土砂等の埋立て等が主たる行為の関連行為である場合には、この取扱指針は適用しないものとする。

3 県立自然公園普通地域内の取扱い

(1) 県立自然公園普通地域内における土砂等の埋立て等については、県立自然公園の風景の保護に著しい支障があるため、土砂等の埋立て等を行わないよう指導するものとする。また、土砂等の埋立て等を行おうとする者又はした者に対しては、条例第21条第2項の処分(禁止制限等措置命令)を検討するものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、土砂等の埋立て等について検討するものとし、特別地域内の行為の取扱いを参考として指導するものとする。

① 既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において土砂等の埋立て等を行う場合であつて、土砂等の埋立て等により風景の保護に新たに支障を及ぼすことがなく、土砂等の埋立て等及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より好ましい風景を形成することとなる場合

② 規則第15条の2第23項第1号ただし書の「学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの又は現に農業の用に供されている農地内において行われる客土その他の農地改良のための行為」に該当する場合

③ 条例による届出を行つて行われる行為又は届出を要しない行為の施行に伴い生ずる土砂で不要となるものを、他のこれらの行為に流用して土砂等の埋立て等を行う場合

④ 車道の新築、改築又は増築により生ずる土砂で不要となるものについて、当該県立自然公園の区域外に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、当該土砂を普通地域内においてその風景の保護に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合

4 その他